

一般社団法人健康応援隊 定款施行細則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 一般社団法人健康応援隊の定款の円滑かつ効率的な施行を図るため、一般社団法人健康応援隊定款施行細則（以下「細則」という。）を定める。

第 2 条 細則を変更又は廃止するときは、理事会の決議を得なければならない。ただし、変更又は廃止する条項が、入会金及び会費の額に関するものであるときは、総会の決議を得なければならない。

第 2 章 入 退 会

(入会)

第 3 条 この法人に入会を希望する者は、入会申込書の提出とこの法人が必要とする書類、入会金及び当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。

2 入会申込書は、理事会の決議を得て理事長が別に定めた様式とする。

第 4 条 正会員及び賛助会員の入会申込みは、理事会に報告の上、承認するものとする。

第 5 条 この法人は、申込者が入会金及び会費を納入したときは、会員名簿にこれを登録する。

(会員の種類)

第 6 条 この法人における会員は以下の通りとする。

正会員	健康に関する有資格者に限り、健康応援隊の活動に参加できる。 様々な研修会や業務を通じてスキルアップをし、現場復帰を目指す会員 ここでいう資格とは、健康に関するものであれば、資格の種類は問わない。
賛助会員 (法人)	健康応援隊が提供する様々な分野の情報やサービスを駆使して、自らのライフスタイルに活かそうとする会員又は、正会員がしっかりと目的を達成できるように資金や活動の場など様々な支援を行う法人会員
賛助会員 (個人)	健康応援隊が提供する様々な分野の情報やサービスを駆使して、自らのライフスタイルに活かそうとする会員又は、正会員がしっかりと目的を達成できるように資金や活動の場など様々な支援を行う個人会員

(退会)

第 7 条 会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2. 次の各号の一つに該当する会員及び賛助会員は退会したものとみなす

- 1) 総社員の同意があったとき
- 2) 死亡又は解散したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 特別の理由なく、2 年以上会費を納入しないとき

3. 正会員が退会するときは、Healthy Road サイトに掲載している個人ページは全て削除する。

(除名)

第8条 会員又は賛助会員が本法人の名誉を著しく傷つけた場合等の正当な理由がある場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

2. 前項の規定により除名する場合には、当該会員又は賛助会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3. 前項により除名が議決された場合には、当該会員又は賛助会員に対し通知するものとする。

第3章 会費等

(会費)

第9条 年会費の額は、次の通りとする。

- 1) 正会員 年間 8,800 円 (税込)
 - 2) 賛助会員(法人) 年間 104,500 円 (税込) または月額 8,800 円 (税込)
年間 49,500 円 (税込) または月額 4,400 円 (税込)
年間 22,000 円 (税込)
 - 3) 賛助会員(個人) 11,000 円 (税込)
2. 年度の途中で入会した会員は、その月から1年間とする。

(会員特典)

第10条 第9条に定める会員費を納めた者は、以下の特典を付与される。

正会員 年間 8,800 円 (税込)	各種研修・体験に参加することができる 健康応援隊のサービスが会員価格で利用できる Healthy Road サイトに自分のページが持てる 健康講座枠が持てる
賛助会員 (法人) 年間 104,500 円 (税込) または月額 8,800 円 (税込)	健康応援隊のサービスを会員価格で利用できる LINE 公式で情報配信 健康応援だより (PDF データ) 1 枚/月 社内研修講師出張 1 回/年 助成金・補助金の専門家紹介
賛助会員 (法人) 年間 49,500 円 (税込) または月額 4,400 円 (税込)	健康応援隊のサービスを会員価格で利用できる LINE 公式で情報配信 健康応援だより (PDF データ) 1 枚/月 助成金・補助金の専門家紹介

賛助会員（法人） 年間 22,000 円（税込）	健康応援隊のサービスを会員価格で利用できる LINE 公式で情報配信 健康応援だより 年 4 回郵送
賛助会員（個人） 年間 11,000 円（税込）	健康応援隊のサービスを会員価格で利用できる LINE 公式で情報配信 健康応援だより 年 4 回郵送
一括支援 金額問わず ※誰でも可能	健康応援隊のサービスを会員価格で提供 LINE 公式で情報配信 健康応援だより 年 4 回郵送

（会費納入方法）

第 11 条 第 9 条に定める会費は、ホームページより入会し、クレジットカード決済とする。

2. 停止の申し出がない限り、毎年自動更新とする。

3. 但し、クレジットカード以外での支払い、一括金支援を希望される方は、専用の用紙に必要事項を記入の上、以下の口座に振込むものとする。 ※振込手数料は振込人負担とする。

[岐阜商工信用組合 蘇原支店 普通口座 2800792 シャ)ケンコウウエント]

（会費納入期限）

第 12 条 第 9 条に定める会費は、停止の申し出がない限り、毎年入会日に自動更新とする。

（会費滞納による会員資格喪失）

第 13 条 会費を 2 年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員の資格を喪失する。

（滞納会費の受入れ）

第 14 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受入れる。

（会費の不返還）

第 15 条 第 9 条に定める会費を資格の喪失や除名、退会を理由に返還はしないものとする。

第 4 章 その他

（個人情報の取扱い）

第 16 条 当法人及び会員又は本サービスに係る企業は、サービス実施中又は利用中に知り得た個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。但し、個人情報保護法により、情報の開示が適正であると判断される場合はこの限りではない。

尚、前項の規定は、退会後も有効となる。

(秘密保持義務)

第 17 条 当法人及び各会員又は本サービスに関係する企業は、サービス実施中又は利用中知り得た、技術上・経営上その他情報及び秘密を当事者の承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示をしてはならない。但し、以下のものはこの限りではない。

- ・他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの
- ・他の当事者から知得する以前に公知のもの
- ・他の当事者から知得した後に、自己の責めに帰さない事由によって公知とされたもの
- ・他の当事者から知得した後に、開示された情報と関係なく独自に開発されたもの
- ・正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

尚、前項の規定は、退会後も有効となる。

(管轄裁判所)

第 18 条 当法人とサービスを利用する会員との間で紛争が生じた場合は、当法人の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 5 章 雑則

(細則改正)

第 19 条 本細則を改正する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、年会費の変更は総会の承認を得なければならない。

2. 本細則に定めのない事項で、この法人の運営に必要な事項は、理事会に諮りこれを定める。

附 則

1. 本細則は令和元年9月9日から施行する。
2. 本細則は令和2年4月1日から施行する。
3. 本細則は令和3年4月1日から施行する。